

第三者評価結果の公表事項(児童養護施設)

① 第三者評価機関名

社会福祉法人 山口県社会福祉協議会

② 評価調査者研修修了番号

SK2021226、SK2021225、S2021087、平成 27 年第 3 号

③ 施設の情報

名称：吉敷愛児園	種別：児童養護施設
代表者氏名：施設長 金子 敬史	定員（利用人数）： 35名（30名）
所在地：山口市吉敷佐畑六丁目10番1号	
TEL：083-922-2509	ホームページ：
【施設の概要】	
開設年月日 昭和 24 年 10 月 1 日	
経営法人・設置主体（法人名等）：社会福祉法人 吉敷愛児園	
職員数	常勤職員： 30名 非常勤職員 1名
有資格	児童指導員 14名 栄養士 1名
職員数	保育士 7名 心理療法担当職員 1名
	看護師 1名 家庭支援専門相談員 2名
	個別対応職員 1名
施設・設備	（居室数） （設備等）
の概要	32部屋

④ 理念・基本方針

- 1 子ども一人ひとりをかけがえのない存在として大切にし、家庭的な養育により、心豊かでたくましい子どもの育成を目指します。
- 2 子ども一人ひとりの自主性、主体性を尊重し、社会自立できる子どもの育成を目指します。

⑤ 施設の特徴的な取組

- ・できる限り家庭に近い環境で家庭的養育を行うことをモットーとしています。
- ・公文学習では基礎学力の向上と学習習慣の定着を目指しています。
- ・セカンドステップでは、子どもの衝動的・攻撃的行動をやわらげ、社会への適応力を高める力を育てています。
- ・性教育では、自分も他人も、皆かけがえのない存在であること、生きていく力を身につけることをねらいに学習しています。

⑥ 第三者評価の受審状況

評価実施期間（和暦）	令和5年5月1日（契約日）～ 令和6年1月4日（評価結果確定日）
前回の受審時期 （評価結果確定年度・和暦）	令和2年度

⑦ 総評

◇特に評価の高い点

- ・事業所の理念・基本方針を明文化し、各家リビングに掲示するとともに施設パンフレット等に掲載して子ども・保護者・職員等への周知に努めておられます。
- ・施設長は定期的に職員との個別面談を実施して職員の意向等を確認し、働きやすい職場作り等に活かされています。
- ・施設広報誌の発行やFacebookの開設など情報公開に努め、運営の透明性を確保する為の取り組みが行われています。
- ・第三者評価を定期的に受審され、また毎年第三者評価項目を用いて全職員による自己評価を実施されています。
- ・記録ソフト（アイリス）を用いて、アセスメント・支援計画の策定・日々の記録を作成しておられ、職員間の情報共有・業務の効率化が図られています。
- ・事業所で独自に作成された「養育の道しるべ」が子ども自身を権利主体として尊重した養育、支援の在り方を示しています。職員の行動指針のスタンダードになるよう、職員全員が日常的に活用されています。
- ・子どもが主体的に生活できる様、子どもと個別に話し合う機会を持つことを心掛け、子どもの意見を大事にされています。子どものやりたいことを行える環境づくり、体制づくりに取り組まれています。
- ・子どもの養育支援について関係機関との協力関係ができています。児童心理司と連携しての心理的ケア、社会資源を利用しての子どもの社会的体験の実施、家庭復帰後の地域での見守り体制の構築等、積極的に取り組まれています。

◇改善を求められる点

- ・財務面での裏付けを明確にした、中・長期計画の策定が望まれます。
- ・職員の行動指針として策定されている「養育の道しるべ」に子どものプライバシーに関する項目を追加されることを期待します。
- ・WAMネットにより施設の運営状況に関する情報を開示されていますが、法人・施設独自のホームページを開設され、施設の取り組みをより積極的に発信されることを期待します。
- ・施設所在地は土砂災害危険地域に指定されており、実際に今年の7月に土砂災害が発生していますので、早急な移転が望まれます。（2年後に移転する計画を確認済みです。）
- ・子どもの意見を吸い上げる為に、定期的な個別面談の機会を設ける・アンケート調査を行うなど、子どもの満足度を確認する機会を増やす取り組みを促進されることを期

待します。

- ・退所後の支援についてのマニュアルを整備されるよう望みます。

⑦ 第三者評価結果に対する施設のコメント

この度は、評価していただきありがとうございます。自己評価を全職員で取り組むことで、養育の実践を振り返る良い機会となりました。これらの実践を第三者に評価していただき、高評価の点においては自信にもつながりますし、それらを維持していきたいと思えます。改善を求められる点については、職員間で共有し改善に取り組んでいき、日々の生活をより豊かにして、安心して子どもが主体性を持って将来を描いていけるようにしていきます。

⑨ 第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

第三者評価結果（児童養護施設）

※すべての評価細目（共通評価基準 45 項目・内容評価基準 24 項目）について、判断基準（a・b・c の3段階）に基づいた評価結果を表示する。

※評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する。

共通評価基準（45 項目）

評価対象Ⅰ 養育・支援の基本方針と組織

Ⅰ—1 理念・基本方針

		第三者評価結果
Ⅰ—1—（1）理念、基本方針が確立・周知されている。		
①	Ⅰ—1—（1）—① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a
<コメント> ・事業所の理念・基本方針を明文化し、各家のリビングに掲示するとともに施設パンフレット等に掲載して周知に努めておられます。 ・また毎月の職員会議にて理念を唱和する等により職員への周知と理解の促進に取り組まれています。		

Ⅰ—2 経営状況の把握

		第三者評価結果
Ⅰ—2—（1）経営環境の変化等に適切に対応している。		
②	Ⅰ—2—（1）—① 施設経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a
<コメント> ・関係機関から発出される情報を的確に把握・分析され、山口県の社会的養育推進計画の内容を理解して施設運営の維持・改善に当たられています。 ・業界の動向・地域のニーズ・経営状況については、理事会において把握されており、理事会に出席する施設長が必要に応じて職員会議等において職員に伝えておられます。		
③	Ⅰ—2—（1）—② 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	a
<コメント> ・施設の高機能化・多機能化・小規模化が問われている今日、令和7年度に向けて施設移転を計画しておられ、また人材の確保及び育成がいま現在の経営課題であることを確認しま		

<p>した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 施設移転に向けての土地の購入や人材確保の為に就職セミナーの開催など、具体的な取り組みを進められています。

I—3 事業計画の策定

		第三者評価結果
I—3—(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
④	I—3—(1)—① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	b
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> 中・長期ビジョン（小規模化への展開について）を策定して具体的な中・長期の予定を明らかにされており、職員も共有していることを確認しました。 財務面での裏付けを明確にした、中・長期計画を策定されることが望まれます。 		
⑤	I—3—(1)—② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	b
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> 単年度の具体的な事業計画は策定されていますが、中・長期計画を策定し、それを反映した毎年度の計画策定が望まれます。 		
I—3—(2) 事業計画が適切に策定されている。		
⑥	I—3—(2)—① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが行われ、職員が理解している。	a
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> 事業計画（運営の方針）は各家の職員が原案を作成し、リーダーを経由して施設長に提出されるという過程を経て策定されます。 また事業計画は職員会議で周知徹底されています。 		
⑦	I—3—(2)—② 事業計画は、子どもや保護者等に周知され、理解を促している。	b
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ビジョン（施設移転の計画等）や単年度事業計画は、広報誌等で子どもや保護者等に周知されています。 中・長期のビジョンが計画として明文化されておらず、策定及び周知が望まれます。 		

I—4 養育・支援の質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
I—4—(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
⑧	I—4—(1)—① 養育・支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	a
<p><コメント></p>		

<ul style="list-style-type: none"> ・日々の養育の状況については、毎月職員会議・ホームミーティング・処遇会議等において検討され、組織的に養育・支援の質の向上に努められています。 ・また毎年全職員による自己評価を実施し、第三者評価も定期的に受審されています。 		
9	I—4—(1)—② 評価結果にもとづき施設として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	a
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・評価結果を職員会議等で共有し、施設としての課題の改善に取り組んでおられます。 ・職員による自己評価の成果として「養育の道しるべ」を作成し、職員間の価値観の統一を図り、またそれを職員の行動指針とされています。 		

評価対象Ⅱ 施設の運営管理

Ⅱ—1 施設長の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果
Ⅱ—1—(1) 施設長の責任が明確にされている。		
10	Ⅱ—1—(1)—① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設長の役割やその責任を、事務分掌や事業計画（施設長の役割という項目で表示）で明らかにし、施設広報誌である「惑星の里だより」で施設長としての考えを表明しておられます。 ・また職員会議等で施設長が自らの役割や責任を明らかにしていることも確認できました。 		
11	Ⅱ—1—(1)—② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設長は山口県社会福祉法人経営者協議会の研修委員を務めるなど向上意欲が強く、また外部機関との連携に努められ、関係法令等を職員会議により周知を図られています。 ・また顧問の社会保険労務士・会計士・弁護士と連携して法令順守に努めておられます。 		
Ⅱ—1—(2) 施設長のリーダーシップが発揮されている。		
12	Ⅱ—1—(2)—① 養育・支援の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	a
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設長は、毎週月曜日に開催される職員会議において、養育に関する具体的な指示や講話を行っておられます。 ・また職員の行動指針となっている「養育の道しるべ」も施設長のリーダーシップの下に作成された経緯を確認しました。 		

<ul style="list-style-type: none"> ・「養育の道しるべ」の編集に協力を頂いた山梨県立大学の山田教授を毎年招いてケース検討などを行っておられます。 		
13	II—1—(2)—② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	a
<コメント> <ul style="list-style-type: none"> ・弁護士、公認会計士、社会保険労務士などの専門職と連携して経営や業務の改善に取り組んでおられます。 ・年2回程度職員との個別面接を実施し、職員各人の想いを丁寧に確認して働きやすい環境整備に努めておられます。 		

II—2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果
II—2—(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		
14	II—2—(1)—① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	a
<コメント> <ul style="list-style-type: none"> ・小規模化に伴う人員（加算）の確保計画を作成されています。 ・施設長が提案した就職セミナーを法人独自で毎年開催しており、ここ数年は新規学卒者の採用が続いていることを確認しました。 		
15	II—2—(1)—② 総合的な人事管理が行われている。	b
<コメント> <ul style="list-style-type: none"> ・就業規則や給与規程等人事管理に関する規程は整備されています。 ・また施設長は年2回程度職員との個人面談を実施して職員の意向等を確認しておられます。 ・しかしながら、人事考課は実施していますが、その人事基準が職員に周知されていません。また将来は昇給などに活用する予定ですが、いま現在は昇給等に活かしていないということを確認しました。 		
II—2—(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
16	II—2—(2)—① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	a
<コメント> <ul style="list-style-type: none"> ・施設長による定期的な職員面談の実施等により、働きやすい職場づくりに努められています。 ・職員処遇については、県内の他施設の水準を踏まえ、適切に管理・改善されています。 		
II—2—(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
17	II—2—(3)—① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	a
<コメント> <ul style="list-style-type: none"> ・施設長が職員との個別面接を定期的に行い、職員一人ひとりの育成目標を設定して職 		

<p>員育成に取り組んでおられます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・また職員の行動指針となる「養育の道しるべ」を作成し、職員に周知して期待する職員像を明確にしておられます。 		
18	<p>Ⅱ—2—(3)—② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。</p>	a
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和5年度事業計画（運営方針）において「研修方針」を明示し、毎月1回「園内研修」実施しておられます。 ・令和4年度のコロナ禍においても、外部研修にも積極的に参加しておられます。 		
19	<p>Ⅱ—2—(3)—③ 職員一人ひとりの教育・研修等の機会が確保されている。</p>	b
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員の行動指針となる「養育の道しるべ」を作成して期待する職員像を明らかにし、また園内研修や外部研修に積極的に取り組んでおられます。 ・しかしながら、かつてOJTとして取り組んでいた「バディ制」が休止状態、また1人職種体制についての見直しが必要との課題を確認しました。 		
<p>Ⅱ—2—(4) 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。</p>		
20	<p>Ⅱ—2—(4)—① 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。</p>	a
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・「令和5年度運営方針」において実習生受入の基本姿勢を明示するとともに、実習受入担当者を配置し、マニュアルも作成して実習受入体制を整えておられます。 ・実際に令和4年度は、山口大学・山口県立大学・山口芸術短期大学などから27名の実習生を受け入れています。 		

Ⅱ—3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果
<p>Ⅱ—3—(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。</p>		
21	<p>Ⅱ—3—(1)—① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。</p>	b
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・WAM ネットにおいて法人の事業内容・財務状況・第三者評価結果などを開示し、また施設広報誌の発行やFacebookの開設などにより情報公開を行っておられます。 ・法人又は施設独自のホームページを開設されることを期待します。 		
22	<p>Ⅱ—3—(1)—② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。</p>	a
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・経理規程等を整備し、また弁護士・社労士・会計士と顧問契約を結んで専門家のア 		

ドバイスを受けながら、公正かつ透明性のある事業運営に努めておられます。

II-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果
II-4- (1) 地域との関係が適切に確保されている。		
23	II-4- (1) -① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a
<コメント> ・コロナ禍であり、地域等との交流・連携が取りにくい状況にあるものの、施設開放行事である「愛児園まつり」を開催したり、また地域の自治会活動に参加するなど地域との交流を広げる為の取り組みに努めておられます。		
24	II-4- (1) -② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	a
<コメント> ・「令和5年度運営方針」においてボランティア受入に対する基本方針を明確にし、「ボランティア受入マニュアル」を作成してボランティアを受け入れる体制を整備しておられます。 ・コロナ禍により、ボランティア活動が以前より不活発となっているようですが、散髪やお話し相手ボランティアなどは受け入れておられます。		
II-4- (2) 関係機関との連携が確保されている。		
25	II-4- (2) -① 施設として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a
<コメント> ・地域の関係機関等のリストを作成され、また要保護児童対策地域協議会への参加など地域の関係機関としっかり連携されています。 ・また職員が子ども達の通う小学校や総合支援学校のPTA 役員を務めるなど地域とのネットワーク作りにも努めておられます。		
II-4- (3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
26	II-4- (3) -① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	a
<コメント> ・要保護児童対策協議会や山口県こども虐待ネットワークなどに参画され、また児童相談所との連携を密に取って福祉ニーズの把握に努めておられます。		
27	II-4- (3) -② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	b
<コメント>		

- ・地域行事への参加など地域との交流を推進されています。
- ・適切に地域の福祉ニーズを把握され地域に貢献する活動に取り組まれることを期待します。

評価対象Ⅲ 適切な養育・支援の実施

Ⅲ—1 子ども本位の養育・支援

		第三者評価結果
Ⅲ—1—(1) 子どもを尊重する姿勢が明示されている。		
28	Ⅲ—1—(1)—① 子どもを尊重した養育・支援の実施について共通の理解をもつための取組を行っている。	a
<コメント> <ul style="list-style-type: none"> ・基本理念に姿勢を明示し、養育に関する職員の行動指針として「養育の道しるべ」を作成して職員に配布し、養育に関する共通理解を図っておられます。 ・また職員も「養育の道しるべ」をしっかりと読み込んでいることを確認しました。 		
29	Ⅲ—1—(1)—② 子どものプライバシー保護に配慮した養育・支援が行われている。	b
<コメント> <ul style="list-style-type: none"> ・「吉敷愛児園職員の倫理綱領」に子どものプライバシー保護に関する取り扱いを明示して職員への周知を図っておられます。 ・職員の行動指針として作成された「養育の道しるべ」にも子どものプライバシーに関する項目を追加されることを期待します。 		
Ⅲ—1—(2) 養育・支援の実施に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
30	Ⅲ—1—(2)—① 子どもや保護者等に対して養育・支援の利用に必要な情報を積極的に提供している。	b
<コメント> <ul style="list-style-type: none"> ・各家のリビングに法人の基本方針を提示し、また保護者には施設パンフレットにより施設入居時に丁寧に説明しておられます。 ・また施設広報誌やFacebookにより施設の運営状況を知らせる機会の拡大に努めておられます。 ・自前のホームページをまだ作成されていけませんので、法人の自前のホームページを作成されることを期待します。 		
31	Ⅲ—1—(2)—② 養育・支援の開始・過程において子どもや保護者等にわかりやすく説明している。	a
<コメント>		

<ul style="list-style-type: none"> ・保護者の来園等の機会に、自立支援計画や日々の生活ぶりについて丁寧に説明しておられます。 		
32	Ⅲ—1—(2)—③ 養育・支援の内容や措置変更、地域・家庭への移行等にあたり養育・支援の継続性に配慮した対応を行っている。	b
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童相談所と適切に連携して養育・支援の継続性に配慮されています。 ・引継ぎの説明は口頭で行われていますが、退所後の相談方法などを記載した文書の作成が望まれます。 		
Ⅲ—1—(3) 子どもの満足の向上に努めている。		
33	Ⅲ—1—(3)—① 子どもの満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	b
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・「嗜好調査(好き・嫌いアンケート)を実施し、子どもの想いは日々のやり取りの中でそのつど対応しており、特に夜間に話し合いの機会を持つようにしていることを確認しました。 ・子どもとの定期的な個別面談の場を設けるなど、子どもの満足度を確認する機会をさらに増やす取組を望みます。 		
Ⅲ—1—(4) 子どもが意見等を述べやすい体制が確保されている。		
34	Ⅲ—1—(4)—① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	a
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・苦情対応に関する規程(苦情解決取扱要綱)を整備するとともに、苦情解決責任者・苦情受付担当者・第三者委員を配置し、苦情対応体制が整備されています。 ・子ども会・自治会の開催や意見箱の設置、苦情解決説明文の掲示により、苦情等に適切に対応しておられます。 		
35	Ⅲ—1—(4)—② 子どもが相談や意見を述べやすい環境を整備し、子ども等に周知している。	b
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・各家に苦情解決説明文を掲示し、意見箱を設置しておられます。 ・また相談しやすい場所としてのスペースを確保されています。 ・満足度調査など、子どもの意見を吸い上げる為の取組を期待します。 		
36	Ⅲ—1—(4)—③ 子どもからの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	b
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・「子どもの意見等に対する対応マニュアル」を各家に整備し、子どもからの相談、意見に対して組織的かつ迅速に対応されています。 ・定期的な個別面談の機会を設ける・アンケート調査を行うなど、子どもの満足度を確認す 		

る取り組みを促進されることを期待します。		
Ⅲ—1—(5) 安心・安全な養育・支援の実施のための組織的な取組が行われている。		
37	Ⅲ—1—(5)—① 安心・安全な養育・支援の実施を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	a
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・「危機管理対応マニュアル」を作成して、事故や不審者、無断外出などの緊急事態に迅速かつ適切に対応できる体制を整備しておられます。 ・また不審者対応などの研修を年1回実施しておられます。 		
38	Ⅲ—1—(5)—② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・「感染症の予防と発生時の対応マニュアル」(感染症対応・胃腸炎蔓延予防・コロナ対応)を作成し、また研修も実施して事業所内での蔓延防止に努めておられます。 		
39	Ⅲ—1—(5)—③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	a
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・防災マニュアルを作成して災害対応体制を整えるとともに、毎月避難訓練を実施され、また食料の備蓄等にも配慮しておられます。 ・施設現在地は土砂災害の危険地域に指定されており、今年の7月に実際に土砂災害が発生していますので、早急な移転が望まれます。(2年後に移転する計画を確認済です。) 		

Ⅲ—2 養育・支援の質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ—2—(1) 養育・支援の標準的な実施方法が確立している。		
40	Ⅲ—2—(1)—① 養育・支援について標準的な実施方法が文書化され養育・支援が実施されている。	b
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・標準的な実施方法として「養育の道しるべ」を作成し、これに基づいて養育・支援が適切に実施されています。 ・「養育の道しるべ」にプライバシー保護に関する項目を追加されることを期待します。 		
41	Ⅲ—2—(1)—② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	b
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・定期的な検証、見直しを実施する仕組みを確立されるとともに、見直しにあたっては子どもや職員の意見を反映させるよう取り組まれることを期待します。 		

Ⅲ—2—（2）適切なアセスメントにより自立支援計が策定されている。		
42	Ⅲ—2—（2）—① アセスメントにもとづく個別的な自立支援計画を適切に策定している。	a
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・記録ソフト（アイリス）を用いてアセスメントを行い、アセスメントに基づいて自立支援計画を策定されています。 ・またこの記録ソフトにより日々の支援内容について職員間で共有していることも併せて確認できました。 		
43	Ⅲ—2—（2）—② 定期的に自立支援計画の評価・見直しを行っている。	a
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・自立支援計画は毎月の処遇会議にて振り返りを行い、それをもとに毎年4月に評価・見直しを実施されています。 		
Ⅲ—2—（3）養育・支援実施の記録が適切に行われている。		
44	Ⅲ—2—（3）—① 子どもに関する養育・支援の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化している。	a
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・記録ソフト（アイリス）によりタブレットを用いて記録され、その情報は職員間で共有されています。 		
45	Ⅲ—2—（3）—② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	a
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人情報保護規程を定め、施設長を責任者として、また文書の保存期間が定めて文書管理が適切に実施されています。 		

内容評価基準（24 項目）

※「共通評価基準評価対象Ⅲ 適切な養育・支援の実施」の付加項目

A—1 子どもの権利擁護、最善の利益に向けた養育・支援

		第三者評価結果
A—1—（1）子どもの権利擁護		
A①	A—1—（1）—① 子どもの権利擁護に関する取組が徹底されている。	a
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・子ども自身を権利主体として尊重した養育・支援の在り方を示した「養育の道しるべ」や「権利ノート」を職員の養育・支援の姿勢として職員に周知され、職員の振り返りの基本として活用されています。 ・園の基本方針を年度初めに配布し、職員会議等で研修が行われています。 ・主任や個別対応職員等が各ホームに支援に入ること、子どもの心身の状況やホームの生活・支援の状況等を複数で把握し、権利侵害の防止と早期発見に努めています。 		
A—1—（2）権利について理解を促す取組		
A②	A—1—（2）—① 子どもに対し、自他の権利について正しい理解を促す取組を実施している。	a
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・各ホームに理念や第三者委員の掲示があり、子どもの年齢に応じて説明をしています。 ・権利ノートを利用して年齢に応じて伝え方を変えるなど子どもに合わせた支援がされていました。 ・職員に対しては、権利ノートを教材として職員研修をされています。先輩職員の指導を受けながら、職員間で支援や養育のポイントを共有しています。 		
A—1—（3）生き立ちを振り返る取組		
A③	A—1—（3）—① 子どもの発達状況に応じ、職員と一緒に生き立ちを振り返る取組を行っている。	a
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもの個人アルバムを作成し、その当時の様子がわかるように、コメントや飾りつけ等が行われています。子どもと一緒に職員がアルバムを見ながら話をする機会をもつよう、心掛けていることを聞き取りました。ただ、担当職員によって作成の個人差があり、そのことについて子ども達からの指摘があるとの意見がありました。 ・生き立ちの振り返りは、児童相談所と一緒に行ったり、アルバムや母子手帳を素材に日常生活で振り返る取組がされています。また、子どもの成長や発達状況への配慮、伝えるタイミング等を考慮し慎重にされていることが確認できました。 		
A—1—（4）被措置児童等虐待の防止等		
A④	A—1—（4）—① 子どもに対する不適切なかかわりの防止と早期	a

	発見に取り組んでいる。	
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・朝礼等で施設長からの他施設での不適切なかかわりの事例を話し、注意喚起を促し、共有会議録を作成し職員へ周知する仕組みがありました。 ・ホーム職員だけでなく、職種の垣根を作らず、主任、個別対応職員、心理担当職員、栄養士がホームの支援に入り、子どもと触れ合う機会を作ることで、早期発見を促し、子どもの相談窓口としての機能が図られています。 		
A—1—（5）支援の継続性とアフターケア		
A⑤	A—1—（5）—① 子どものそれまでの生活とのつながりを重視し、不安の軽減を図りながら移行期の支援を行っている。	a
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・入所前に、乳児院や児童相談所のプレイルームで子どもと職員との顔合わせを行う「事前面会」や、入所当日は子どもの好きな食事を用意する等、子どもの不安を軽減する取り組みをされています。 ・入所前に児童相談所と連携し、関係機関との情報収集や、子どもへのアセスメントを実施されています。 ・家庭復帰に向けては外出、外泊、家庭訪問等を通して状況を確認しながら時期の見極め等を慎重に進めておられます。 		
A⑥	A—1—（5）—② 子どもが安定した社会生活を送ることができるようリービングケアと退所後の支援に積極的に取り組んでいる。	a
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・「実家便」を利用し、ホーム職員からの手紙を同封するなどの配慮がされていました。 ・自立のタイミングは担当のホーム職員が子どもと話をしながら取り組んでおられ、自立当初は頻回にアプローチを行っていると言いました。 ・退所後のアフターケアは一人ひとりの状況が異なるためマニュアル化はされていないとのことですが、基本的な対応についてのマニュアルの検討が望まれます。 		

A—2 養育・支援の質の確保

A—2—（1）養育・支援の基本		
A⑦	A—2—（1）—① 子どもを理解し、子どもが表出する感情や言動をしっかりと受け止めている。	b
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員の支援の姿勢（子どもを理解しようとする態度、子どもに受容的支持的態度で寄り添う）についてのSV体制はあります。今後の課題として、勤務経験によって意識の違いや温度差があることをヒアリングで聞き取りました。 ・利用者アンケートは実施されていませんが、アンケート内容を検討しているとの事なので、今後実施されることが期待されます。 		
A⑧	A—2—（1）—② 基本的欲求の充足が、子どもと共に日常生活を	a

	いとなむことを通してなされるよう養育・支援している。	
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活の決まりごとは学校の決まりを基にホームごとに作成されています。各ホームに一定の裁量権が与えられています。子どもからの要望や意見が出た時は、子どもが納得できるようにしっかり話し合うことを心掛けていると聞き取りました。 ・話し合いを基本として職員が子どもの意見を吸い上げ、ホームのリーダーへ報告、対応方法を決定し、子どもにフィードバックする仕組みがあります。 		
A⑨	A—2—(1)—③ 子どもの力を信じて見守るという姿勢を大切に、子ども自身が自らの生活を主体的に考え、営むことができるよう支援している。	a
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・通塾、スポーツ少年団活動、部活動など子どもの要望があればすべて対応されています。 ・余暇時間は、ゲームだけにならないよう職員が工夫をされています。ゴミ捨て当番などは職員からの提案で対応できる子どもが行い、ポジティブフィードバックを行うことで子どもの自主性を育てておられます。また希望があれば図書館などにも同行されています。 		
A⑩	A—2—(1)—④ 発達の状況に応じた学びや遊びの場を保障している。	a
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・花の海農業体験に定期的に参加したり、観劇、スポーツチャンバラ等希望者が参加できる場を提供されています。 ・社会資源の活用をしながら行事企画を行う等、子どもの学びや遊びを保障するための取組を積極的に行っています。 		
A⑪	A—2—(1)—⑤ 生活のいとなみを通して、基本的な生活習慣を確立するとともに、社会常識及び社会規範、様々な生活技術が習得できるよう養育・支援している。	a
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・子ども会やスポーツ少年団等、子どもの希望があれば参加し、集団ルールを学ぶ機会があります。また、子どもと他の保護者との関りも活動を通して学んでいます。 ・地域の清掃活動や公会堂で他世代間の交流の場に参加する等、地域の方とのふれあいを大切にされていました。 ・ホーム内では、他者の部屋に勝手に入らない事を徹底し、入るときにはカギをかけない、扉を開けておく等の約束事を子ども自身がホームのルールとして守って行動しています。 		
A—2—(2) 食生活		
A⑫	A—2—(2)—① おいしく楽しみながら食事ができるように工夫している。	a
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・リビングケアの一環として子どもと栄養士が話し合い、調理実習を行う機会が設けられています。 ・アレルギーのある子どもには代替食品を提供し、アレルギー内容を冷蔵庫等に張り付ける工夫がありました。 		

<ul style="list-style-type: none"> ・誕生月には子どもと栄養士が相談し、メニューを決定する仕組みが設けられています。 ・感染症対応をしている時には、子どもと職員の食事は別々でしたが、解除になった後には一緒に食事していると聞き取りました。 		
A—2—(3) 衣生活		
A⑬	A—2—(3)—① 衣類が十分に確保され、子どもが衣習慣を習得し、衣服を通じて適切に自己表現できるように支援している。	a
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・気候に合わせた衣類の着用や、生活場面に応じた衣類の選択、衣類の汚れや破れがないか等の衣習慣が身につくよう、子どもへの声かけをされています。 ・試着が苦手な子どもには職員と一緒にについて行って練習をさせる等、子どもの性格や年齢に応じて職員が対応されています。 ・高校生は自分で購入しています。子どもの自己表現は尊重されていますが、年齢やTPOに適さない衣服の場合は、職員と子どもで話し合いをし、注意をされています。 		
A—2—(4) 住生活		
A⑭	A—2—(4)—① 居室等施設全体がきれいに整美され、安全、安心を感じる場所となるように子ども一人ひとりの居場所を確保している。	b
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ホーム共用部分は職員が、居室については子どもが整理整頓をして環境整備に努めています。各ホームで工夫され、家庭的な雰囲気が感じられます。 ・居室を使うにあたってのルールを子どもたちが守りながら、「自分の部屋」として、自由に飾り付けをしていました。個人の空間が確保されていました。 ・壊れたら直すという取り決めはありますが、修繕伺い提出の判断基準が統一されていないで、職員の個々の判断となり、速やかな修繕が出来ないこともあると聞き取りました。対応の統一が望まれます。 		
A—2—(5) 健康と安全		
A⑮	A—2—(5)—① 医療機関と連携して一人ひとりの子どもに対する心身の健康を管理するとともに、必要がある場合は適切に対応している。	a
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・子ども達の日々の健康管理は記録や口頭の引継ぎを通して、職員間で情報を共有し対応しています。 ・薬は職員管理とし、月曜日に一週間分に仕分けして複数名で確認しています。ホワイトボードに子どもごとの服用薬を記載し、子どもは職員の目の前で服薬する等の手順が取られていました。 ・職員には緊急対応の方法を配布され、感染対策のビデオを視聴するなど基礎知識を習得する機会が設けられています。 ・日本赤十字が実施する救急救命講習に各ホームから1名職員が受講し、災害時対応として同じく日本赤十字社が実施する炊き出し研修にも参加されています。 		
A—2—(6) 性に関する教育		

A⑯	A—2—(6)—① 子どもの年齢・発達の状況に応じて、他者の性を尊重する心を育てよう、性についての正しい知識を得る機会を設けている。	a
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・年度初めに年間計画表を作成し、内容によっては助産師の参加もあると聞き取りました。 ・性教育の担当者を中心に、年齢に応じた性教育の仕方を工夫されています。 		
A—2—(7) 行動上の問題及び問題状況への対応		
A⑰	A—2—(7)—① 子どもの暴力・不適応行動などの行動上の問題に対して、適切に対応している。	a
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童相談所や学校等関連機関と情報共有しながら連携して対応されています。 ・生育歴や日常生活の様子から子どもの特性を「知る」ように努め、変化を見過ごさず、ささいなことから丁寧に対応している等の取り組みを聞き取りました。 ・問題が発生した場合の対応はマニュアル化され、職員間で周知されています。 		
A⑱	A—2—(7)—② 施設内の子ども間の暴力、いじめ、差別などが生じないように施設全体で取り組んでいる。	a
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・新人職員は1ヶ月～2ヶ月間は、一人勤務が無いようにシフトを組み、その後も状況に合わせて一人勤務の時間を減らすシフトを作成されています。 ・フリー職員がホームの勤務に入る等、職員配置を厚くして予防策を講じておられました。 ・リビングにいない子どもの部屋を訪問したり、死角となる場所の不定期な見回り等を通して子ども間のパワーバランスについて注意しておられます。 ・発生から対応、検証と再発防止策について、講師を招いて研修会を実施し、対応されています。 		
A—2—(8) 心理的ケア		
A⑲	A—2—(8)—① 心理的ケアが必要な子どもに対して心理的な支援を行っている。	a
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・心理療法担当職員がホームミーティングに参加し、職員にアドバイスを行う機会が設けられています。 ・児童心理司と心理療法担当職員がクリニック受診に同行したり、心理職同士で情報を共有しながら、子どもの面接にあたりトラウマケアを実施されたりと、他機関の職員と連携協力しながら対応されていることが確認できました。 		
A—2—(9) 学習・進学支援、進路支援等		
A⑳	A—2—(9)—① 学習環境の整備を行い、学力等に応じた学習支援を行っている。	a
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中高生の通塾の実施や、施設として公文学習を実施する等の取り組みがあります。 ・学校と密に連絡を取り、個別対応で教育コーディネーターと協働し子供の学習支援を行うなどの工夫がされていました。 ・学校と定期連絡会を設けており、相互理解を深めるため新任教員の来園をお願いしていると聞 		

き取りました。		
A⑳	A—2—(9)—② 「最善の利益」にかなった進路の自己決定ができるよう支援している。	a
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・進学に関する情報提供の資料や、オープンキャンパスへの参加を促す等、個々に応じた支援に努めていることを聞き取りました。 ・総合支援学校生には福祉就労や障害者就労を目指してFSWが同行されています。 ・退所後のフォローアップは担当職員が実施されていますが、マニュアルを策定されるとさらによいでしょう。 		
A㉑	A—2—(9)—③ 職場実習や職場体験、アルバイト等の機会を通して、社会経験の拡大に取り組んでいる。	a
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・アルバイト希望があれば職員と一緒に探して、面談まで付き添う支援がされています。 ・インターン実習や農業体験も定期的実施され、積極的に社会経験の拡大に取り組んでおられます。 		
A—2—(10) 施設と家族との信頼関係づくり		
A㉒	A—2—(10)—① 施設は家族との信頼関係づくりに取り組み、家族からの相談に応じる体制を確立している。	a
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・FSWが担当し、外泊が始まる前に必ず家庭訪問をされています。外出外泊後は、子どもや家族の様子を聞き取ったり、子どもの様子を観察する等の対応をされています。 ・必要な家庭には頻回な家庭訪問を行い、保護者と信頼関係を築きながら、家庭内の様子の把握に努め、相談に応じています。 ・児童相談所を窓口、市町ともつながりを持ち、経済的な制度の提案や在宅サービスに繋げ、地域での見守り体制を構築するなどの支援が行われています。 		
A—2—(11) 親子関係の再構築支援		
A㉓	A—2—(11)—① 親子関係の再構築等のために家族への支援に積極的に取り組んでいる。	a
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設内の親子訓練室を利用し、保護者と子どもで園内宿泊が実施されています。 ・処遇会議で支援方針を共有し、どの職員でも保護者への対応ができるよう取り組まれています。 		